

第64回

滋賀県国土利用計画審議会

議 事 録

平成28年（2016年）1月25日（月）

午前10時～12時

滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

第64回滋賀県国土利用計画審議会議事録

1 日 時

平成28年(2016年)1月25日(月) 午前10時～12時

2 場 所

滋賀県大津市松本一丁目2-1 滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)

上田 和子	J Aしが女性協議会 会長	農業
宇野 一雄	滋賀県町村会 理事	地方行政
恩地 典雄	京都精華大学人文学部 教授	交通問題
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長	社会福祉
田中 勝	不動産鑑定士	土地問題
谷畑 英吾	滋賀県市長会 相談役	地方行政
丹羽 崇	公募委員	公募委員
畑山 満則	京都大学防災研究所 准教授	防災
花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	労働

4 会議次第

(1) 開 会

挨拶(澤田県民活動生活課長)

(2) 議 題

①滋賀県土地利用基本計画の変更について

②滋賀県国土利用計画の改定について

(3) 報 告

林地開発許可等の状況について

(4) 閉 会

(1) 開会

挨拶（澤田県民活動生活課長）

(2) 議題

① 滋賀県土地利用基本計画の変更について

○議長

それでは、議事に入らせていただく。

議題（1）滋賀県土地利用基本計画の変更について、1月18日付けで滋賀県知事から当審議会に諮問されている。これについて、事務局から説明をお願いします。

（資料1-1・1-2・1-3により事務局説明）

○議長

ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問等はありませんか。

○畑山委員

資料1-2の1ページの総括表で、全体の面積のうち、拡大面積が2で縮小面積が10ということだが、数字的には変わっているが、パーセンテージがあまり変わっていないのは、非常に小さい面積だけをいじっているということではないか。

5地域計を見ると、161.5%になっているので、61.5%は重なっているところがあると。今回、拡大したり縮小したりするところは、全部重なっているところのうちのいずれかを増やしたり、すでに重なっているところにもう一つ増やすか、すでに重なっているところの利用形態を一つ減らすかというようなかたちで動かされているというふうに考えていいか。

○事務局

割合については、分母が非常に大きく、県土面積が40万ヘクタール以上あり、その中の10ヘクタールということなので、割合的にはあまり変動がないということ。

重複については、今回の3地域については、全て他の地域との重複があり、何らかの指定がされている地域の合計としては変わらない。

○議長

ちょっと私の方から。だいたいこういうものは、ほかの都道府県も同じようなかたちでやられているのか。

○事務局

制度としては同様なので、このようなかたちになる。

ただ、林地開発に関して、後追いではないかという議論がある。他の都道府県の状況などを聞いていると、事実上議論できることがあまりないので、書面による専決のようなかたちで済ませてしまうところもある。

その一方で、こういった審議会の中で、林地開発地域だけではなくそれ以外の地域との関係についても考えていこうということがあり、私どもは、そういう意義があるという理解をしている。

他の都道府県でも、計画を認める、認めないということとは別に、審議会が出た意見は、当然、県としての対応を考えるべきものなので、審議に挙げているというところもある。

滋賀県としても、そういった考え方に基づいて、書面ということではなくて、審議をお願いしているところ。

○崎山委員

1番の栗東の土地だが、もともと周りは農業地域で、この2ヘクタールの農用地だけがいままで違っていたというのは、何か特別な理由があるのか。

○事務局

この地域は、昭和50年代あたりに開発があった。もとは山林だが、違う用途にされる予定があったと聞いているが、それがされずに農地として利用されて、今回、農業地域として扱うようなかたちで出てきた案件。

○崎山委員

その当時、何かをしようと思って、その2ヘクタールだけがそのままの森林のような状態になっていたという、その目的が達成されていなくて、いままで来ていたというだけという話か。

○事務局

はい。

○議長

ほかに御意見がないようでしたら、これで審議を終わらせていただく。

それでは、お諮りする。滋賀県土地利用基本計画の変更ということで審議いただいたが、それについて適当と認める旨、答申することとしてよろしいか。

○(複数委員)

異議なし。

○議長

それでは、滋賀県土地利用基本計画変更の諮問については、原案を適当とする旨を知事に答申したい。文案について、細かいことがもしあれば、僭越だが私に一任いただきたい。

②滋賀県国土利用計画の改定について

○議長

それでは、次に議題(2)滋賀県国土利用計画の改定について、事務局から説明をお願いする。

(資料2-1・2-2・2-3、参考資料2-1・2-2により事務局説明)

○議長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等をいただきたい。

いま説明があったように、資料2-2を中心に、このような取りまとめ方をしたいということで、先ほどあったように、国の計画で3本柱が立っているの、それを滋賀県的にブレークダウンした、アレンジしたという部分と、下の方にある話、これまでの滋賀県特有の課題的なものから来た部分を取りまとめて、3本プラス2本ぐらいの5本柱的に土地利用の基本方針を持っていこうとしているのかなと思う。

前回、皆さんに自由に議論していただきたいということで、アイデアを出していただいた。その内容も反映されているし、国の上位計画や既存のこれまでの計画との継続性とか、ほかの部署で考えられている方向性なども反映しながらということで、多少総花的で、ちょっとポイントが読みにくい部分があるかもしれないが、この辺について審議をしていただければと思う。

資料2-2が中心だが、その前に資料2-5、前回皆様の方で出していただいたいろいろな御意見、アイデア、こういったものを、こんなふうに反映したという御説明があったけれども、その辺について、まずいかがか。

○花房委員

前回出席していないが、災害への対応の中で、3年ぐらい前、台風18号の被害があったときに、滋賀県と京都の間の交通がほとんど遮断された。完全ではないが、一部だけ開通している。それから、高速道路もほとんど機能しないような状況に陥った。京都と滋賀県を行ったり来たりするのに、約半日かかってやっと峠を越えただけという、私も県内に閉じ込められたという記憶があるが、そういった、国土利用の中で、現実に被害が起こった経験も持っている中で、その辺が何かもうひとつ見えてこないのかなというように、一部、心配をしている。

それはどの辺になるのかと思うが、たくさんの課題、これを全てクリアできれば本当に言うことはないだろうと思うが、おそらく無理なので、優先順位をつけてやると思うが。

特に、防災、災害に対する対策というのをもうちょっと、防災センターも昨日開設で、見学会もあったところだが、災害が起こるといまある状況ががらっと変わってしまう。この浜大津でも、マンホールから1メートルぐらい水があふれていたという状況も私は見ているが、そういったリスクが起こったときに、いまのこの対応でいけるのかなという心配があって、その辺をどのようにお考えなのか。

○事務局

資料2-2の「自然災害等」の「災害に対する不安の高まり」というところで、豪雨災害や台風被害が出てくるということで、そういうことがあるという認識はある。

さらに「自然災害等」に関わる基本方針の「安全・安心を実現する県土利用」では、3つ目の丸、「交通、エネルギー、ライフラインの多重性、代替性の確保」ということがあり、以前起きたことについて記載している部分はある。

ただ、いま御指摘があったように、滋賀県でこういうことがあったとか、危機管理センターのお話もあったが、まだ踏み込めていないというのが現状ではある。

そのあたりの、滋賀県で起きていることのもっと詳細なことであるとか、これからそれに伴ってどういうことをやっていくのかということ、もう少し基本方針のところでは肉付けをさせていただくことが必要と考えているところ。

○議長

何か身近な出来事と関連づけてあると、県民としても、計画はこんなふう役に立つんだなというようなことが実感できていいかもしれない。

○谷畑委員

前回欠席をさせていただいて、こういったかたちで取りまとめていただいて、分かりやすいかなと思う。

ただ、大前提として、総合戦略がまず挙がっているのですが、県政としては中期計画が上位計画で、総合戦略はあくまでも施策の束であるということからいくと、総合戦略はあまり強く打ち出しすぎると、国土利用計画の主体性が揺らいでくるのではないかと。

全国計画との整合性をまず主体におかなければならない国土利用計画なので、あまり総合戦略一本で押していくというのは、どうだろうかという気がした。

ただ、人口ビジョンがあるので、当然、その人口の推移から見た、それぞれの土地利用の在り方ということの将来展望をしなければならないということは、十分分かるわけであるが。

それだけではなくて、国土形成計画との関連性や、国土強靱化計画であるとか、さまざまな諸計画との連携も取っていかなければならないと思っている。特に都市計画法と都市再生法の改正を受けて、コンパクトシティとネットワーク化ということが大きな方向性になっているので、そういったところを十分に踏まえながら、滋賀県独自ということを打ち出すことも大事だとは思いますが、全国計画の地方版だということをもっと押さえておく必要があるのかなと思っている。

もう1点、市町の意見を反映するとあるが、前回計画については、まだまだ地方分権改革が進展途上ではあったけれども、その間に、例えば、いま言った都市計画であるとか、農地法の改正であるとか、さまざまなものが基礎自治体に権限が下りているということをもっと前提を考えていかないと、おそらく権限を持っているところと計画を立てるところが不整合になると、現場が混乱する可能性があるのではないかとということ。

その齟齬、整合性を調整するというような場というか、そのシステムというものをどこかで置いておかなければ、おそらくこの現場において、実際に動かそうとしたときに、この国土利用計画が阻害要因になりかねないところもあろうかと思うので、農地法

の改正も指定市町村に権限が下りてくるといふこともあるので、その辺も踏まえて、この計画策定の体系をしっかりと押さえておく必要があるのかなと思う。

それから、「地方分権改革の進展」のところ、関西広域連合が出ているが、地方分権改革というの、やはり国から都道府県、そして基礎自治体という方向性であるので、この地方分権改革の進展のところ、滋賀県がさらに広域の関西広域連合を地方分権改革の進展と受け止めるのは、ちょっと趣旨が違うのかなと思う。

国土形成計画の広域計画との絡みで位置付けるのであれば分かるが、地方分権改革の文脈で位置付けるというの、少し流れが逆行する可能性があるなと思って見ている。

それから、国の計画の中においては、ソーラーパネルについての配慮が書いてあるので、ここの「再生可能な資源・エネルギーの確保と循環的な利用」のところにおそらく書かれるのだろうと思うが、やはり太陽光パネルが土地利用を非常に大きく占める方向性にあるので、それをどのように利用規制していくかということについても考えていく必要があるのかなと思っている。

もう1点、一般廃棄物について、先ほど減少傾向にあるという御説明があったが、参考資料1-1を見ても、減っているのは、おそらくリーマン・ショックで平成19年度から20年度にかけて、がくっと落ちている。その後、経済が低迷をしながら、実は一番最後、平成24年度から25年度については増加傾向にあるということで、この後、たぶん経済が一定上向きになってきているので、増えてくるのではないかなということも踏まえて書いていただければと思う。

○事務局

まず、諸計画との関係について、国土利用計画の全国計画と基本構想をメインに反映しつつ、人口減少の問題で総合戦略、その他の計画を反映させているというところ。

総合戦略のことをかなり強く出しているのは、総合戦略の中で、国土利用計画の策定が一つのプロジェクトになっているということがある。ただ、そのあたりのバランスについては、検討させていただく。

あと、関西広域連合の部分についても、考えさせていただければ。

市町との関係は、御指摘のとおりで、権限を持っているところと計画をつくるところが異なっていると、なかなか進まないというところ。基本方針をつくるうえでは、どこにどういう権限があるかということは前提となると考えているが、それに加えて、市町との意見交換については、担当者会議などもあるので、密に連絡を取りながらやらせていただいて、市町に支障が出るようなことがないように気を付けていきたい。

ソーラーパネルの関係だが、御指摘があったように、全国計画でも、再生可能エネルギーに関しては、周辺環境に配慮するということがある。私どもも、そういったことが必要であることは認識しており、そういった方向での検討を考えているところ。

廃棄物の関係だが、グラフの形状としては減っているように見えるということで、今後のことを御指摘いただいた。確認させていただいて、今後考えていきたい。

○議長

基本的に、この資料2-2のかたちで取りまとめていって、これをさらに地区別とか、いろいろな用途別にブレイクダウンしていくという方向になる。その辺の議論も、今日は大事な議論になると思うので、よろしく願います。

○畑山委員

防災の観点で前回言わせていただいた意見は反映していただいているが、資料2-2を見ると、「安全・安心を実現する県土利用」のところに「自然災害等」というところから矢印が入っているが、土地利用の関連から自然災害への対応を考えると、県土の管理水準の低下というのが結構大きく効いてくるのではないかと。

そういう意味では、人口減少等の中にわりとメインで入っているが、これの低下が自然災害の方に効いてきていて、そういうことが安全・安心を実現するための必要な条件であると。

そういう意味では、両方に関わっているような項目というのは結構あるのではないかと考えていて、この辺をうまく、人口減少のためにこれというふうに切り分けるのではなくて、この項目が、ほかの項目にも関連しているというようなところを、もう少しイメージ的に表現いただくと、分かりやすいのではないかと。

○事務局

人口減少や温暖化の枠が幅広くなっているところが、そのあたりのことだが、なかなか反映し切れていないところもあって、そのあたりも検討させていただきたいと思う。

○議長

多少重複して、あちこちに出てきてもいいかなという気もするが、あまり、線をたくさん引っぱり過ぎても、かえって複雑になり過ぎるので。

○花房委員

廃棄物の減量と資源の循環で、リサイクル率は横ばいというふうに書かれているが、昔はリサイクルすることがいいことだという感じになってきたのだが。

当然、リサイクルはしていくべきだと思うが、リサイクルのためのごみの分別の費用が相当掛かっているという報道をちょっと聞いたことがあって、それが市町の財政を圧迫している部分が非常に多い。特に、滋賀県では大津市もそれに当たるのかと。リサイクルするためのごみの仕分けは、相当な人件費と施設費が要っている。大津市で、はっきり分からないが、億単位のお金が使われている。

それが果たしてリサイクルになるのかどうか。今後は、では、それを分別しないで、燃えるごみは全て燃やして、違うエネルギーに替えていこうかというような方向も出ていたので、その辺の考え方は、県としてどうなのかなというのをお聞きしたい。

○事務局

廃棄物の取り組みに関しては、県の担当課と調整をさせていただいたことなので、県の方針としては、いまここに書かせていただいているものが方向かと思う。

廃棄物のことを課題で挙げているのは、廃棄物を処理するための土地利用というところにつながっていくという意味。県としてはこういう考え方ということだが、そういったものが、例えば市町さんの負担がかなりあってとか、もしくは、それが土地利用の課題としてはどうなんだろうかというようなことについては、担当課にも確認をしながら、次回などにお答えをさせていただきたいと思う。

○上田委員

先ほどから「災害時に対する不安の高まり」という中で、皆さんの御意見を聞かせていただいているが、私がちょっと不安というか、この中でどこにそれが入っているのかということがちょっと分かりづらいところがあって。

琵琶湖の水は資源であり、私たちの琵琶湖というのは財産であるが、災害時の琵琶湖の放流される水というか、台風18号のときに大変な被害が、洗堰で放流されなかったがために、下流までに水で災害というか、被害に遭われたというのをたくさん聞いた。

この中で、琵琶湖の放流というか、琵琶湖の水は資源として捉えているところはたくさんあるが、その琵琶湖は災害に対する不安がないという、琵琶湖の水がそういう不安にならないようなところが、このどこかで読み取れる場所があるのなら、教えていただきたい。

○事務局

一般的には水害という問題の中で、琵琶湖は含まれている。琵琶湖の放流の操作というのは、そこまで具体的な話が入られるかどうかということも含めて、そこまでは入られていない。

ただ、いま御指摘をいただいた中で、私どもは琵琶湖に関しては、基本的に環境であるとか資源的な面というのを重視して書いているが、自然災害としてどうなのかという視点を提供いただいたので、このあたりは研究させていただきたい。いまは一般論の中でしか書かれていないというかたちになっているので。

○議長

自助共助とか、災害に対する在り方によって、それも土地利用の影響があると思う。完全に公共に助けてもらえばいいよという場合と、自分たち自身もそういう対応を積極的にしていこうという場合は、土地利用も変わるような気がするから、その辺のところの反映があればいいかなと思った。

○崎山委員

資料2-2を見せていただいたところ、福祉に関して関連するようところが少ないように思う。人口減少というところでもそうだが。

私、出身が県外なのだが、私の子どもが小さいときに、滋賀県に転居されてくるお母さんから聞いたところ、やはり滋賀県は福祉が充実しているから、障害のある子どもを育てるには育てやすいだろうということで滋賀県にやってきたというお母さんがたくさんいらっしゃった。

そういうところで、福祉の方での動き、特に障害者の福祉の動きとしましたら、障害福祉の事業所が農業の方に目を向けているところが大変多いので、土地利用というところで、障害福祉との兼ね合いを少し考えていただきたい。

それから、空き家対策に致しても、どうして空き家が増えていくのかという根本的な原因を追究したら、一つには、相続したときの相続税の対策で、家があれば、まだ税金は安い、そのままにしておこうという考えの方もいらっしゃる。

その家をそのままにしておくということではなく、福祉の方で何か、グループホームにするであったり、いろいろな福祉の方での役に立つようなところを利用していただくような施策的なことを推進していただくなりというような、何か福祉に関連するような土地利用を少し入れていただけましたらということで、お願いしたい。

○事務局

福祉に関する視点というのは、いまも御指摘があったように、滋賀県では福祉というのは一つのテーマであるので、第四次計画もそうだが、資料2-2の中でも「全ての人に配慮した県土利用」を、県の独自の部分で入れている。

それに加えて、例えば県土の管理水準の低下という、土地を管理する人が少なくなってくる中で、それが福祉的な施策と結び付くとか、そういった点についての御提案をいただいた。

こういったところについても、どういう施策があるかということも確認させていただきながら、少し研究させていただきたい。

○谷畑委員

最後に1点だけ、事務局が最初に少し手薄だと言っておられた、「人口減少社会に対応した県土利用」の中の「県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指し、生活や生産水準の維持向上に結び付く土地利用推進」というところ。

やはりさまざまな施策を支えるためには、民間の経済活動が活性化して、その中で公共に振り向ける資産が生まれてくるということが大事だと思っており、やはりこのところをもう少し分厚くしていただく必要があるだろうと思う。

おそらく総合戦略の中でもさまざまな、県に対して、企業であるとか、産業であるとか、そういったものが移ってくる、また起きるというようなことで、施策を書いているとは思いますが、それを土地利用の観点からも、さらにそれを加速化できるような書きぶりが必要ではないかと思う。

さらには、この上の「基本的条件の変化と課題」の中にある「新たな広域ネットワークの形成」というところについても、やはり誘導しながら、産業活動、経済活動が活性化できるような基礎的インフラを行政が率先して形成をしていくような方向に計画を位置付けていくことが必要ではないかと思う。

この後、交通ビジョン等との絡みも出てこようかとも思うし、物流やインバウンドとの連携ということもあるだろうと思うが、実際にそういった具体的な基本方針の中に落

とし込んでいく必要があるのではないか、この、条件が変わったというところだけではなくて、基本方針の中にも実際の施策の誘導ということで、落とし込んでいく必要があるのではないかと思うので、御指摘をさせていただきたい。

○議長

反映できるところは反映していただければと思う。

ということで、これで御意見をいただいたということで、審議を終わらせていただきたい。

今回の議論を踏まえたうえで、次回の審議会では、第五次の県計画における基本方針案について、今日の資料2-2をブラッシュアップしたものだと思うが、そういったものをまたさらにお出しいただき、さらに、これを地域類型とか利用区分別に、県土利用の基本方向の案をさらにブレークダウンして示すということになるので、その中で、またさらなる議論をしていただければと思う。よろしく願います。

(3) 報告 林地開発許可等の状況について

○議長

それでは、次に、報告になるが、林地開発許可等の状況について、事務局から説明をお願いしたい。

(資料-3により事務局説明)

○議長

それでは、ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

○畑山委員

3件目の案件で、蛇溝町というところは、現在は市街化調整区域だということで、森林地域としてと言っていますが、すでに森林はもうない状態なのか。まだあるのか。

○事務局

3番の地域は、林地開発の完了届が昨年11月に出ている。森林部局の変更手続きなどがあるので、今回すぐに森林地域の変更になるわけではないが、森林ではなくなっており、それが今後、土地利用基本計画の変更で出てくることになる。

○畑山委員

町の名前が蛇溝町という、何となく水帯域そうな名前がついた町なので、おそらくこの町の中のどこかに、ヘビの溝のような溪流みたいなものがあって、土砂災害が来る危険があるところがあるのではないかという気がする。

森林がなくなると、土砂災害が誘発されるような事例も報告されたりしているので、少しその辺を調査されて、問題ないかどうかだけ確認しておいていただきたいなという気がするのだが、それは問題ない場所なのか。

○事務局

地図を見ていただくと、東西に、横に走っているのは名神高速道路。南北に走っているのが近江鉄道。その横に県道の彦根八日市甲西線というのがある。

この間のところで、もともとは山林があったところだが、林地開発許可という手続きがあり、その中で、防災措置を講じているので、特に心配をしていただくことはないのかと。

○崎山委員

2番の竜王町の案件ですが、そばにかなり大きな住宅があるが、この間も新聞で見たが、太陽光発電の反射の関係で周辺の住宅が異常に熱くなるということで問題が出てきているので、そういうことが懸念されるようなことは大丈夫なのか。

○事務局

右に見えるのが住宅団地だが、今回は牧場であり、この丸の中に、この上の方に四角い長四角があると思うが、これは牛舎で。これがたくさん増えるということで、牛舎と住宅が近いということで行政も心配したりしたが、両者間で話し合いができて、まとまっているという案件。

○崎山委員

すみません、太陽光だと思ったので。

○花房委員

前々から気になっていたのだが、太陽光発電の設備の設置というのがあるが、これを使用しなくなった場合というのは、その後、土地はどういう扱いになるのか。所有者で御自由にお使いくださいというふうになるのか、それとも、どういう扱いになるのかというのが気になるので、お答えをお願いします。

○事務局

ソーラーの場合、事業計画を聞かせてもらうこともある。そういうところで聞かせてもらうと、20年間は発電するというのは確認できるのが、その後については、特にこちらからも何をするのか聞かせてもらっていないので、所有者に任せるような対応になるかと思う。

○議長

これは民間企業でやる場合があるだろうから、倒産したりすると、20年間やるつもりであってもそうならない場合もあるということ。でも、そこまでのコントロールはなかなかできないということか。

○上田委員

2件、太陽光というのが挙がっていて、JRに乗っていても、こんないい土地がどうして太陽光になっているんだろうとか、こんな農地にできるのに、どうして太陽光設備になっているのかというところをいっぱい見かける。

いまでも2件も挙がっているが、県として、今後、開発を太陽光を制限ということはない

いか。今後、こういうふうになったときには、こう制限するとか。

20年間稼働するという許可が出ているというだけで終わってしまって、先ほど会長がおっしゃったように、企業が倒産したときには、どうなるかというときに、国土を開発する中で、太陽光の上限というか制限は、県としては今後考えておられないのか、それとも今後そういう法令的なもので制限を立てられるのかという計画があれば、お伺いしたい。

○議長

今後、こういう案件が結構出てくるかと思うので、いま県としてソーラーパネルの場合は、どんなふうな審査というか手続きで、どんなところを見て許可を与えているのかとか、そんなところを次回にでも資料を何かいただくとありがたいかなと思う。

○事務局

次回、整理させていただいて、お示ししたい。

○議長

ほかに御意見等がないようでしたら、これで終わらせていただければと思う。

以上をもって、本日予定されていた議事は全て終了した。円滑な議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。進行を事務局にお返しする。

(4) 閉会

謝辞（澤田県民活動生活課長）

(終了)